

(別添)

19 歳以上 23 歳未満の被扶養者に係る認定に関する Q & A について

Q 1 なぜ 19 歳以上 23 歳未満の被扶養者に係る認定について年間収入の要件を変更するのか。また、なぜ配偶者は今回の変更の対象とならないのか。

A 令和 7 年度税制改正大綱において、現下の厳しい人手不足の状況における就業調整対策の観点から年齢 19 歳以上 23 歳未満の親族を扶養する場合における特定扶養控除の見直し等が行われることとなったことを踏まえ、当該税制改正の趣旨との整合性を図る観点から 19 歳以上 23 歳未満の者の被扶養者認定の要件を見直すこととしたものです。

Q 2 学生であることは要件ではないのか。

A 税制改正における取扱いと同様、学生であることの要件は求めない。あくまでも、年齢によって判断されます。

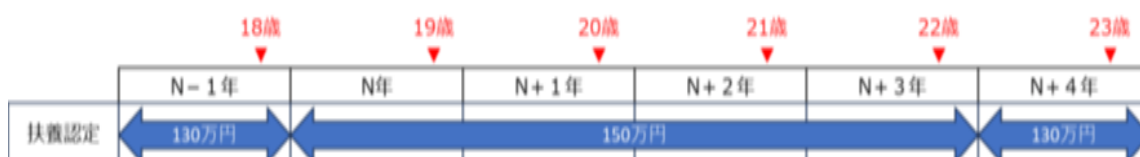
Q 3 年齢要件（19 歳以上 23 歳未満）についてはいつの時点で判定するのか。

A 所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）上の取扱いと同様、その年の 12 月 31 日現在の年齢で判定します。

例えば、N 年 10 月に 19 歳の誕生日を迎える場合には、N 年（暦年）における年間収入要件は 150 万円未満となる。なお、健康保険法等における取扱いと同様、民法（明治 29 年法律第 89 号）の期間に関する規定を準用するため、年齢は誕生日の前日において加算することから、誕生日が 1 月 1 日である者は 12 月 31 日において年齢が加算される点に留意すること。

（参考）

- ・ N - 1 年（18 歳の誕生日を迎える年）における年間収入要件は 130 万円未満。
- ・ N 年～N + 3 年の間（19 歳の誕生日を迎える年から 22 歳の誕生日を迎える年）における年間収入要件は 150 万円未満。
- ・ N + 4 年（23 歳の誕生日を迎える年）以降、60 歳に達するまでの間の年間収入要件は 130 万円未満。



Q 4 年間収入が 150 万円未満かどうかの判定については、所得税法上の取扱いと同様に、過去 1 年間の収入で判定することとなるのか。

A 年間収入が 150 万円未満かどうかの判定は従来と同様の年間収入の考え方により判定されます。具体的には、認定対象者の過去の収入、現時点の収入又は将来の収入の見込みなどから、今後 1 年間の収入を見込むこととなります。

Q 5 12 月 31 日現在の年齢が 22 歳である年（暦年）の翌年においては年間収入 130 万円未満かどうかにより被扶養者の認定を行うこととなるのか。

A お見込みのとおり。

Q 6 今回の取扱いを踏まえ、被扶養者の取消の届出の取扱いに変更はあるのか。

A 被扶養者の取消の届出の取扱いに変更はありません。

Q 7 令和 7 年 10 月 1 日以降の届出で、令和 7 年 10 月 1 日より前に遡って認定する場合の 19 歳以上 23 歳未満の被扶養者の認定対象者の年間収入の要件はどうなるのか。

A 130 万円未満となります。

Q 8 今般の取扱いを受けて 19 歳以上 23 歳未満の被扶養者の年間収入が 150 万円を一時的に超えた場合でも、「年収の壁・支援強化パッケージ」に基づく事業主証明により認定継続ができるということでよいのか。

A お見込みのとおり。

Q 9 22 歳に到達する年の 10 月から 12 月までの収入実績が 3 か月連続で 108,334 円以上 125,000 円未満の場合、23 歳に到達する年の 1 月 1 日以降の継続認定は可能か。

A 23 歳に到達する年の 1 月 1 日時点では、基準額は年収 130 万円未満であり、直近 3 ヶ月の実績から年収 130 万円以上となる見込みがたつと整理することで、22 歳に到達する年の 12 月 31 日をもって認定取消しとなります。ただし、例えば雇用主が「1 月からは月額 108,333 円以下で勤務させる」旨の証明書を作成した場合や、事業所得の基となる請負契約が 12 月をもって終了し延長や更新がないことが契約書上明らかな場合など 23 歳に到達する年の 1 月 1 日時点で将来に向かっての年収が 130 万円未満となる見込みが立つならば継続認定が可能となります。